

○ 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（一定の範囲の知識等を有する者）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十五条の二第二項第三号の一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる行政分野に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 前条第二項第一号、第七号又は第十三号から第十五号までに規定する分野 次のイ又はロに掲げるそれぞれの者</p> <p>イ 大卒程度の者</p> <p>ロ 高卒程度の者</p> <p>二 前条第二項第三号、第五号、第六号又は第八号から第十号までに規定する分野 大卒程度の者</p> <p>三 前条第二項第二号、第四号、第十一号又は第十二号に規定する分野 高卒程度</p> <p>4（略）</p> <p>一〇三（略）</p> | <p>（一定の範囲の知識等を有する者）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十五条の二第二項第三号の一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる行政分野に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 前条第二項第一号又は第七号に規定する分野 次のイ又はロに掲げるそれぞれの者</p> <p>イ 大卒程度の者</p> <p>ロ 高卒程度の者</p> <p>二 前条第二項第三号、第五号、第六号、第八号から第十号まで又は第十三号に規定する分野 大卒程度の者</p> <p>三 前条第二項第二号、第四号、第十一号、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する分野 高卒程度</p> <p>4（略）</p> <p>一〇三（略）</p> |

別表(第三条関係)

|     |                       |  |
|-----|-----------------------|--|
| (略) | 海上保安大<br>学校学生採<br>用試験 | (略)  |
| (略) | 高卒程度<br>の者            | 一 海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得する上で基礎となる <u>数学及び英語の知識並びに論理的な思考力及び表現力を備えていること。</u>   |
| (略) |                       | 二 採用後の研修又は職務経験を通じて、 <u>前号に規定する数学及び英語の知識並びに同号に規定する論理的な思考力及び表現力の向上が見込まれるとともに、海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能の修得及び向上が見込まれること。</u> |
| (略) |                       | 三 職務を適切に遂行することができる身体の状態にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えている   |

別表(第三条関係)

|     |                       |  |
|-----|-----------------------|--|
| (略) | 海上保安大<br>学校学生採<br>用試験 | (略)  |
| (略) | 高卒程度<br>の者            | 一 海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得する上で基礎となる <u>知識及び能力として、次のイ又はロに掲げるものを備えていること。</u><br>イ 数学、物理及び英語の知識並びに <u>論理的な思考力及び表現力</u><br>ロ 数学、化学及び英語の知識並びに <u>論理的な思考力及び表現力</u> |
| (略) |                       | 二 採用後の研修又は職務経験を通じて、 <u>前号イ又はロに掲げる知識並びに論理的な思考力及び表現力</u> 及び表現力の向上が見込まれるとともに、海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能の修得及び向上が見込まれること。  |
| (略) |                       | 三 職務を適切に遂行することができる身体の状態にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えている   |

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| (略) | (略) |   |
|     | (略) |   |
|     | (略) | <p>こと。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類のを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。</p> |

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| (略) | (略) |   |
|     | (略) |   |
|     | (略) | <p>こと。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類のを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。</p> |